船舶事故調査報告書

令和４年７月６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和３年１０月７日　０８時０４分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市浦港東方沖 浦港北防波堤灯台から真方位０６８°１,６００m付近 （概位　北緯３４°３３.０′　東経１３５°００.７′）
事故の概要	掃海艦あわじは、漂泊状態で作業中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和３年１０月１２日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	掃海艦　あわじ、６９０トン（基準排水量） ３０４（艦番号）、防衛省
乗組員等に関する情報	艦長、運航１級（防衛省基準） 船務士、運航２級（防衛省基準）
負傷者	なし
損傷	本艦　右舷プロペラ翼に擦過傷 灯浮標　やぐら部に破損、固定索の切断等
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　東、風力　１、視界　良好 海象：海上　平穏、潮流　北北東流
事故の経過	本艦は、約５０人が乗り組み、艦長が全般指揮に、船務士が操艦指揮に当たり、艦位を表示した電子海図表示装置、レーダーを作動させ、艦首を南西方に向け、圧流を減じる目的で右舷機を前進１.０ノット（kn）に設定し、漂泊状態で、左舷艦尾に作業艇を接舷させ、同艇から人員の移乗等を行う作業（以下「本件作業」という。）を開始した。 艦長及び船務士は、本件作業開始前、本艦の北北西方沖に灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）が存在すること、また、潮流等の外力を測定して北北東方に向かう約１.９kn の外力があることを確認し、本件作業中、本艦が北北東方に流されると考えたが、流される距離を短くする目的で、右舷機を前進１.０kn に設定していた。 艦長は、本艦が北北東方に流される間の本件灯浮標の方位変化を確認しようと本件灯浮標を見ていたところ、本件灯浮標が徐々に大きく見えるようになり、本艦が本件灯浮標に接近していることに気付き、船務士に、本件作業を中止し、本件灯浮標から離れるよう指示した。 船務士は、左舷ウイングで本件作業の進捗状況を注視していたところ、艦長の指示を聞いて本艦が本件灯浮標に接近していることに気付き、作業艇が本艦から離れたことを確認した後、舵及び機関を使用して本件灯浮標への衝突を回避しようとしたものの、本艦が本件灯浮標

	に衝突した。 本件灯浮標は、養殖施設の位置を示す目的で地元の漁業協同組合によって設置されていた。 艦長及び船務士は、本事故当時、本艦が本件灯浮標に向かって流されることはないと考えていたが、北北東方向への外力が存在する中、右舷機を前進１．０kn に設定したので、外力と南西方に向首する本艦の推進力とにより北北西方向への合力が発生し、本艦が本件灯浮標に向かって圧流されたと本事故後に思った。
分析	本艦は、北北東方向への外力が存在する状況下、漂泊して本件作業を行う際、艦長及び船務士が、右舷機を前進１．０kn として本件作業を行ったことから、本件灯浮標に向かって圧流され、舵及び機関を使用したものの、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。 本艦は、北北東方向への外力が存在する状況下、右舷機を前進１．０kn とし、外力と南西方に向首する本艦の推進力とにより北北西方向への合力が発生したことから、本件灯浮標に向かって流されたものと考えられる。
原因	本事故は、本艦が、北北東方向への外力が存在する状況下、漂泊して本件作業を行う際、艦長及び船務士が、右舷機を前進１．０kn として本件作業を行ったため、本件灯浮標に向かって圧流され、舵及び機関を使用したものの、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	海上自衛隊掃海隊群では、本事故後、次の措置を徹底するよう所属部隊に通知した。 ・適切な見張りの実施。 ・潮流等の外力、周囲の状況及び自艦（自艇）位置の把握。 ・陸岸、浅瀬、水深、灯浮標、船舶及び航路帯からの安全な距離に、外力及び漂泊時間を考慮して計算した移動限界範囲を電子海図等に停止位置（漂泊開始場所）を中心とした円として表示すること。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・艦長及び操艦指揮者は、潮流等の外力が存在する海域で主機を使用して漂泊状態で作業を行う場合、事前に外力と自艦の推進力とにより発生する合力の方向や大きさを計算し、作業中に周囲の障害物に接近しないか確認しておくこと。 ・艦長は、外力が存在する海域で作業を行う場合、目視に加え、艦位を表示した電子海図表示装置やレーダーを使用して継続的に艦位の確認を行うこと。 ・操艦指揮者は、外力が存在する海域で作業を行う場合、作業の進捗状況のみに意識を向けることなく、継続的に艦位の確認を行うこと。